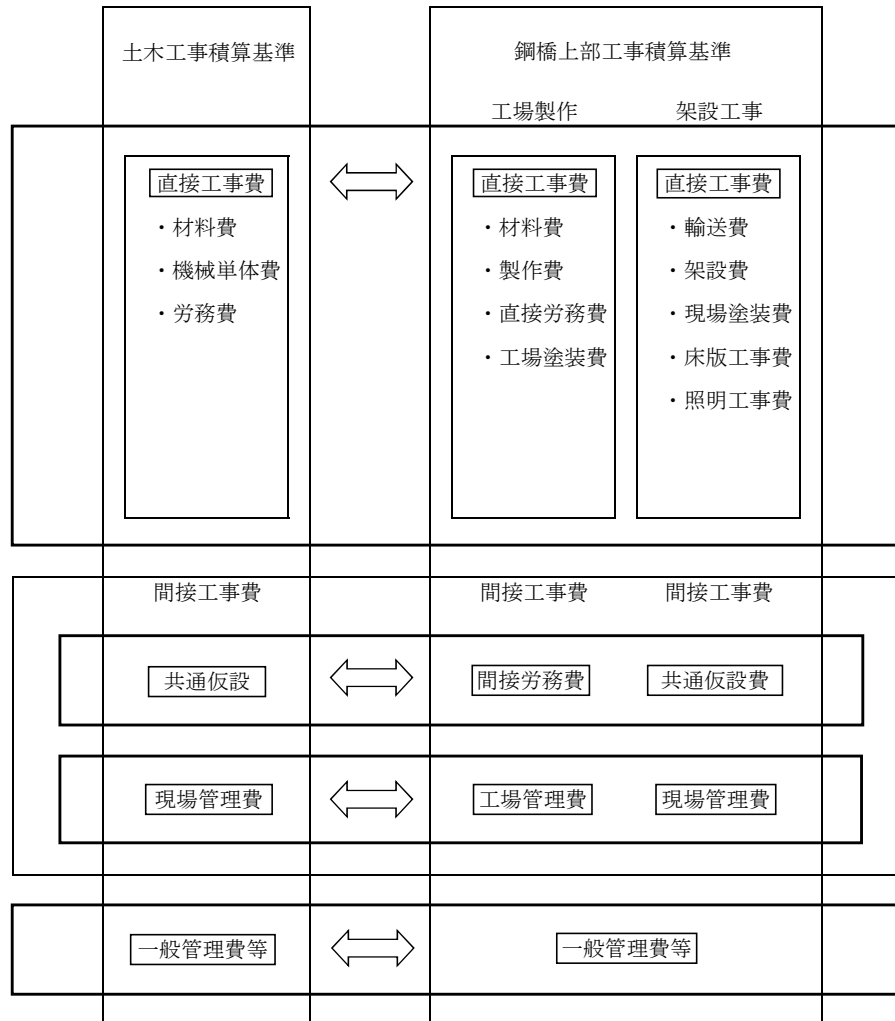


(別紙)

鋼橋上部工事における直接工事費等の取扱いは以下のとおりとする。



一般管理費

・施工にあたる企業の本店において必要な経常費用（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費等） 工事原価×率

共通仮設費

・間接工事費の一部で工事目的物を形として残さない間接的にかかわる費用（事業損失防止費、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費等） 直接工事費×率 + 積上げ

現場管理費

・間接工事費の一部で、工事の施工において現場で必要となる工事監理を実施するのに必要な費用（労務管理費、安全訓練等費、従業員給料手当、退職金、福利厚生費、通信交通費等） 純工事費×率

間接労務費

・工場製作にかかる間接費（間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、製作外注費、横持運搬費） 直接労務費×率

工場管理費

・工場製作にかかる間接費（福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信・交通費、動力・用水・光熱費等） (純工事費-材料費)×率